

令和6年5月27日 月曜日 官 報 第1229号

住所	大阪市東成区中本2丁目9番10-305号
魏俊彪	平成元年11月13日生
住所	兵庫県尼崎市富松町3丁目19番31号
李美千代	昭和45年1月9日生
住所	静岡市清水区七ツ新屋367番地1
溝利	昭和48年10月1日生
住所	東京都葛飾区東水元3丁目12番4号
アーヤ・ハリー・ル	平成4年5月9日生
住所	福岡市東区土井1丁目23番13-102号
デミ・ラル・ボカレル	平成8年6月20日生
住所	大阪府岸和田市野田町1丁目7番21-503号
王凌燕	昭和61年1月18日生
住所	東京都板橋区赤塚4丁目7番8-303号
王紅	平成5年8月14日生
住所	群馬県邑楽郡大泉町城之内1丁目12番2号
メシュー・パンディ	昭和62年10月3日生
リッキー・パンディ	平成30年8月10日生
ロザル・パンディ	令和3年3月4日生
住所	福岡県築上郡築上町大字築城1222番地6
金未希	昭和61年6月1日生
住所	横浜市西区楠町5番地3
朴将龍	昭和61年2月8日生
住所	東京都中央区上高田4丁目19番1-307号
ハリ・シン・ブダ	平成6年1月1日生
住所	愛知県西尾市寺津町新小家35番地1
カミラ・ダ・シリバ・ツボタ	昭和59年7月2日生
カウン・ユウゴ・ツボタ・ザニ	平成16年3月17日生
住所	東京都中央区勝どき4丁目6番1-4927号
朴達也	平成4年4月10日生
朴洋子	昭和44年3月28日生
住所	千葉県成田市畑ヶ田867番地
朴遼太	平成8年12月3日生
住所	東京都江戸川区篠崎町6丁目6番2号
吳磊	昭和56年11月20日生
吳昊萱	平成21年12月15日生
住所	千葉県八千代市大和田新田660番地52
マリア・ファラ・トロフェオ・イシザワ	昭和38年4月3日生
住所	北九州市八幡西区光貞台1丁目8番6-409号
謝國麗	昭和62年12月19日生
謝曜吉	令和4年1月18日生

住所	兵庫県芦屋市清水町1番13-504号
生	兵庫県川西市鞍が池3丁目11番11号
住 所	平成6年6月23日生
許至潤	兵庫県尼崎市塚口本町3丁目12番1号
住 所	金真里惠 平成5年5月10日生
住 所	兵庫県明石市朝霧町3丁目8番12号
李慶徳	昭和55年10月7日生
住 所	兵庫県姫路市飾東町佐良和367番地1
ゲン・ティ・キム・オアン	平成8年9月23日生
住 所	名古屋市南区松下町1丁目5番地
アレマニア・アビニール・デラ・パズ	平成4年4月25日生
アレマニア・サヴィナハナ・デラ・パズ	平成26年1月6日生
アレマニア・ザイオンエース・デラ・パズ	平成28年5月6日生
アレマニア・ザックユウジ・デラ・パズ	令和2年4月16日生
アレマニア・サンタシア・デラ・パズ	令和4年1月2日生
住 所	名古屋市港区九番町1丁目1番地1
ブルショタム・ダハル	平成6年8月15日生
住 所	東京都新宿区早稲田鶴巻町523番地17
宋超	昭和61年10月21日生
住 所	東京都世田谷区経堂1丁目18番9号
金秀明	昭和38年3月27日生
住 所	三重県鈴鹿市郡山町2013番地15
カレン・リエ・オカラ	平成10年4月23日生
趙明秀	昭和63年1月11日生
住 所	東京都北区豊島5丁目6番11-524号
党啓慧	平成7年2月1日生
住 所	神戸市中央区港島中町3丁目2番地1
アリン・リアク・デル・ロサリオ・デ・カス	
トロ	平成13年4月1日生
住 所	福岡市東区箱崎7丁目20番12-406号
張浩聰	平成16年5月10日生
住 所	大阪府阪南市緑の浦2604番地235
朴一成	昭和42年4月10日生
住 所	名古屋市緑区鳴海町字乙子山85番地9
季永花	昭和60年11月18日生
住 所	東京都江東区北砂5丁目19番31-603号
馬莉	昭和54年3月23日生
王雅辛	平成15年2月8日生

住所	京都市南区吉祥院三ノ宮町1-21番地2 朴智明 昭和55年3月27日生
木悠信 平成26年9月8日生	
朴晋 平成30年7月27日生	
住所	北九州市八幡西区楠北2丁目3番12号 轟滿姑 昭和59年8月24日生
住所	滋賀県甲賀市水口町牛飼404番地1 姜淳根 昭和22年2月24日生
住所	尹和江 昭和27年2月13日生 東京都武藏野市吉祥寺本町1丁目30番2— 401号
姜正泰 昭和47年12月29日生	
住所	神奈川県平塚市万田2丁目24番16号 サラサル・イズキエルド・リカルド・デ・ホセ 平成7年7月13日生
住所	名古屋市中村区細江通3丁目10番地1 洪美朋子 昭和46年6月30日生
住所	愛知県豊橋市岩崎町字前田9番地1 アラヴィア・アイコ・ゴンドウ 平成4年4月 10日生
アイリ・ゴンドウ 平成29年4月6日生	
アリサ・ゴンドウ 平成30年11月24日生	
タケル・ゴンドウ 令和3年4月24日生	
○法務省告示第二百三十九號	
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成十六年法律第百五十一号) 第十二条第一項 の規定に基づき、次の方が行つて認証紛争解決手続 の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準 用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示す る。	
令和六年五月二十七日	法務大臣 小泉 龍司
認証紛争解決事業者の名称及び住所	
一般社団法人事業再生実務家協会	
東京都港区虎ノ門三丁目八番二十五号近鉄虎ノ 門ビル十階	
変更の内容	
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 第六条第七号に係る変更	
変更の認証年月日	
令和六年五月九日	
○法務省告示第二百三十九號	
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成十六年法律第百五十一号) 第十二条第一項 の規定に基づき、次の方が行つて認証紛争解決手続 の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準 用する同法第十一條第一項の規定に基づき、公示す る。	
令和六年五月一十七日	法務大臣 小泉 龍司

○財務省告示百四十四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
第六条第七号に係る変更
変更の認証年月日
令和六年五月十四日

変更の内容
香川県行政書士会
香川県高松市林町二千二百十七番地十五

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十
八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律
第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づ
き、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のようつに指定し、令和六年五月二十七日以後に支出された寄附金について適用す
る。なお、次に掲げる寄附金は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

令和六年五月二十七日

財務大臣 鈴木 俊一

法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下「公共法人」という。）
同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）
附則第四条第二項「収益事業の範囲に関する経過措置」に規定する特例民法法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項（定義）に規定する認定特定非営利活動法人若しくは同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人である法人（以下これらを「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が令和六年五月二十七日から令和九年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下同じ。）の確認を

受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が令和十年一月一日から令和十一年十二月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに係る。（）で、公共・公益法人等が事業の用に供して、新たに掲げる固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあっては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）の原状回復に要する費用に充てられるものの全額。

一 建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれら敷地の用に供されていた土地で、令和六年能登半島地震により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。次号において「被災建物等」という。）

二 被災建物等以外の固定資産で被災建物等の令和六年能登半島地震による滅失又は損壊に伴い滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）

○農林水産省告示第千二十一号
森林法（昭和二十六年法律第二
二十六条第一項の規定により、
の指定を解除する。
令和六年五月二十七日

二百四十九号) 第
次のよう^にに保安林

○農林水産省告示第千一十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
二十六条第二項の規定により、次のように保安林
の指定を解除する。

○農林水産省告示第千二十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

農林水産大臣 坂本 哲志

一　解除に係る保安林の所在場所 長野県東筑摩郡生坂村大字東広津五六の三から五六の五まで、五七の二、五七の三、五八の一〇、五八の一二、北安曇郡池田町大字広津四六の三、四八の四、四八の三、四九の三、四九の四、五〇の四から五〇の九まで、五一の三から五一の六まで、五二の五、五三の四、五三の五、五四の三四五四の四、五五の三から五五の六まで、五四の二

二　保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三　解除の理由 指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二十二号
森林法（昭和二十六年法律第三百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志

一　解除に係る保安林の所在場所 長野県飯田市時又一七九の三・一八五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣 坂本 哲志

一　解除に係る保安林の所在場所 徳島県美馬市穴吹町古宮字生子屋敷七九四の三五から七九四の三三まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三　解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を長野県庁及び農林水産省に備え置いて縦覧に供する。

の市林第のいの市林第のまの七のの農林水産省告示第千二五五号

一　解除に係る保安林の所在場所（德島県美馬郡つるぎ町一字字桑平六一九六の三七・六一九九の三八（以上二筆国有林））

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二五五号

令和六年五月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

大分県佐伯市役所　大分県佐伯市

（次の図）は、省略し、その図面を大分県庁及
び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二五五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を大分県庁及
び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二五五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

大分県由布市重井　大分県由布市重井

（次の図）は、省略し、その図面を大分県庁及
び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二五五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二五五号

令和六年五月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

大分県由田市　大分県由田市

天瀬町出口字曾田四一六二の一四、四一六六の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市蛭川字遠ヶ根一二の二二から一二の二四まで、七三の一六、七三の一七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字宇倉字金井沢八九一の五〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字宇倉字金井沢八九一の五二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年五月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字戸倉字金井沢八九一の四六・八九一の四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。